

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

- 1 日時
令和3年1月13日(水)
午前10時1分開会、午後1時23分散会
(休憩：午後0時3分～午後1時1分)
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、中川併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部
石川文化スポーツ部長、佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長、
木村オリンピック・パラリンピック推進室長、中村文化スポーツ企画室企画課長、
岡部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、
山本スポーツ振興課総括課長、
高松特命参事兼オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長、
松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長
 - (2) 教育委員会
佐藤教育長、佐藤教育局長兼教育企画室長、梅津教育次長、
山村参事兼教職員課総括課長、渡辺教育企画室教育企画推進監、
千葉教育企画室予算財務課長、
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長
高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長
木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、
泉澤学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
中川学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、
須川学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、

高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

継続調査(教育委員会関係)

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた本県の取組について」

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日は閉会中の委員会であり、さきの12月定例会において閉会中の継続調査事件として議決されているものに教育委員会関係の案件がないため、教育委員会職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、教育委員会から令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について発言を求められております。このため、文化スポーツ部関係の継続調査終了後、教育委員会職員を入室させ発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

これより文化スポーツ部関係の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた本県の取組について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っております。なお、説明はモニター等を使用して行うとのことですので、あらかじめ御了承願います。

それでは、当局から説明を求めます。

○木村オリンピック・パラリンピック推進室長 準備がありますので、少々お待ちください。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた本県の取組について御説明させていただきます。まず、オリンピック聖火リレーに関する動画をごらんください。東京オリンピック組織委員会が作成いたしましたもので、約4分のものとなります。

〔動画放映〕

○木村オリンピック・パラリンピック推進室長 次に、お手元にお配りしておりますA3判の資料とパンフレットによりまして説明をいたします。

この資料ですが、まず1、延期後の新たな大会日程につきましては、オリンピックは2021年7月23日から8月8日、パラリンピックは2021年8月24日から9月5日となっております。

そして、資料の2、本県の取組の目指すところでございますが、東京2020大会は復興五輪として復興支援への感謝と復興の誓いを伝えるとともに、復興の今の姿を国内外に発信

するよう取り組んでおります。

3、令和2年度の取組につきましては、大会が延期となりましたが、聖火リレー、ホストタウン、機運醸成などの取り組みを進めてきたところです。まず(1)、オリンピック聖火リレーにつきましては、市町村、県警、消防等の関係機関と連携し、より安全、確実な運営に向けた準備を進めており、新たな日程が2021年6月16日から18日と発表され、ルート、セレモニー、ランナー等の調整を行っております。

お配りしておりますパンフレットもお開きいただければと思います。お開きいただきますと、その右下に聖火リレーの概要を記載していますので、あわせてごらんいただければと思います。これは、延期前に公表していたルートですが、変更なく、この形で実施するものでございます。そして、新たに大会への県民参加の機会を創出するために、今月4日からボランティアの募集を行っております。また、リレー実施に係る警備員や資機材等を早期に確保する必要があるため、令和2年度から令和3年度のリレーの準備、そして運営等の委託事業者の選定の手続を進めております。昨年12月14日に企画コンペの公募を開始し、本年1月26日に企画コンペ、2月上旬に契約するよう進めております。

A3の資料の(2)、パラリンピック聖火フェスティバルの新たな日程でございますが、県内全市町村での採火式を2021年8月12日から16日に行い、33市町村の火を一つに集め、岩手県の火として東京に送り出すイベントを2021年8月16日に盛岡で実施するよう調整を進めております。パンフレットでいきますと、右上に聖火フェスティバルの概要を記載しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

そして、A3の資料の(3)、聖火巡回展示につきましては、総務省の事業で、本県において聖火リレーが実施されない5町村で展示する内容を応募し、採択されたものでございます。この展示と聖火リレー本番により、県内全ての市町村を聖火が照らすこととなりますので、復興の誓いを込めて聖火を迎えたいと考えております。本事業に係る地元負担分、歳入の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を見込んでおり、2月補正で提案できるよう準備を進めていることを申し添えます。

次に、ホストタウン、事前キャンプにつきましては、ホストタウンは20市町村が登録し、19か国、地域と交流しており、事前キャンプは8市町となっております。パンフレットでいきますと、右下がホストタウンの状況となっております。そして、その次のページの上に、昨年9月25日現在での事前キャンプの状況がございます。これに加えまして、新たに11月には一戸町がパラグアイのパラリンピックの陸上競技と水泳競技、12月に北上市がセルビアの陸上競技の事前キャンプ地になりました。

A3の資料にお戻りいただきまして、県といたしましてはホストタウンに対し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた交流計画の見直し支援とともに、大会終了後も見据えた交流事業の企画実施支援を行ってきたところでございます。事前キャンプにつきましては、誘致と円滑な受入れを支援してきたところでございます。そして、受け入れに係る新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国からホストタウン等での受け入れ

マニュアルの作成が求められたことから、県としてその作成支援を行うとともに、ホストタウン等の保健医療等の関係部局と、連絡調整体制の整備を進めております。また、国の3次補正でホストタウンでの新型コロナウイルス感染症対策が盛り込まれ、国からの財源を受ける県の基金造成が必要となることから、2月補正に向けた調整を始めております。

そして、その下の機運醸成、復興五輪を具現化するための取組といたしまして、小学生等を対象としました復興五輪輸出前スクールのほか、全市町村での聖火リレートーチの巡回展示、そして聖火リレーまでのカウントダウンボードの設置、採火に係るミュージアムの巡回展示、そして本日お配りしてあるこのパンフレットの作成等に取り組んできたところでございます。

あと、先日公表されました令和3年度当初予算要求額との関係でございますが、令和2年度の実行委員会負担金は3億4,000万円ほどございますが、これにつきまして、聖火リレーの準備、運営等の業務委託で令和2年度から令和3年度までの契約となることから、その全額を実行委員会に繰り入れ、残額について令和3年度予算に繰り越すことしております。そして、令和3年度の県予算の要求額には、12月公表になったものでは2,680万円余となっておりますが、実行委員会以外の県直営で取り組むホストタウン等に係る経費を盛り込んでおります。

右に行きまして、本番年である令和3年度を取組の方向性をごらんいただきたいと思います。(1)、オリンピック聖火リレーでございますが、関係機関と連携し、安全、確実な運営とともに、聖火リレーを通じた復興支援への感謝、復興の誓い、本県の魅力の発信につながるよう取り組むものでございます。6月に実施することから、市町村等と連携いたしまして、従事者説明会や交通規制、沿道整理のスタッフの配置により、安全、確実にリレーを行います。また、セレモニーにおいては、郷土芸能の披露や聖火リレーの実況配信を通じ、復興情報や本県の魅力の発信に努めてまいります。また、ボランティアの活用による県民参加型の聖火リレーを実施してまいります。

(2)、パラリンピック聖火フェスティバルは、全市町村での採火イベントの実施を支援するとともに、岩手県の火として送り出す集火、出立イベントを盛岡市で実施いたします。

次に、ホストタウン、事前キャンプにつきましては、(1)、新型コロナウイルス感染症対策の上、事前キャンプ等での交流や事後の交流を支援してまいります。

(2)、新型コロナウイルス感染症対策として、ホストタウンでの選手等の受け入れに当たりましては、受入れマニュアルに沿った対応によりまして、国の財源により造成した基金によって支援をしてまいります。

そして、機運醸成、復興五輪を具現化するための取組でございますが、引き続き復興五輪輸出前スクールのほか、新たに市町村にアスリートを派遣し、聖火リレーや聖火フェスティバルの何日前のような区切りの日に交流イベントを実施する。あるいは、地域経営推進費等によりまして、市町村の機運醸成の事業の支援、そして震災復興をテーマとした文化プログラムに県が参画し、物販等に関する出店等の併催イベントを行うとともに、大会終

了後はそのレガシーを生かすための復興五輪フォーラム、オリ・パラ報告会を実施する。以上の方向で、本番年の取り組みを行うよう検討を進めております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、3月に聖火巡回展示、そして聖火リレーが福島県から始まり、5月に陸前高田市で組織委員会が行う全長10メートル、右の図がありますが、人形モッコの展示や、復興支援の感謝のメッセージを集め、国内外に発信する文化プログラムのほか、組織委員会が主催する復興モニュメントの都内への設置、6月には東京都が主催する復興祈念植樹、聖火リレー、7月にはオリンピック、組織委員会主催の宮城県でのサッカー競技でのエスコートキッズプロジェクトへの参加、そして東京都主催の被災地の子ども観戦招待、8月に聖火リレーフェスティバル、パラリンピックなどが予定されております。

また、来年度は東日本大震災復興10年関連イベントも計画されていることから、相乗効果が得られるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○城内よしひこ委員 ホストタウンの受け入れ態勢についてお伺いしたいと思いますが、このコロナ禍において、もう既に準備等を始めなければならない段階に来ていると思いますが、機運醸成も含めて各市町村ではまだ準備が整っていない気がするのですが、今後のタイムスケジュール、県としてのかかわり方、取り組み方について、どのように展開していくのかお伺いしたいと思います。

○高松特命参事兼連携調整課長 コロナ禍におけるホストタウンの取り組みでございますけれども、ホストタウン登録市町村におきましては、国のオリンピック・パラリンピック基本方針推進調査事業などを活用しながら、コンサートによる文化交流事業や児童生徒の相互訪問などを予定していたところでございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりまして海外への渡航が制限されたり、あるいは交流イベントの実施が難しくなっており、交流計画そのものの見直しが必要になってきております。県といたしましては、直接交流が困難になったことから、相手国や地域に対して、お見舞い、あるいは励ましのメール、ビデオレターといったような継続的な連絡を絶やすことのないようにしていきましようかと促したり、あるいは在京の大使館による講演会、それからオンラインによる交流活動といった取り組みの事例を紹介しまして、交流計画の見直しの支援をしてきたところでございます。

ホストタウンが20市町村と、あとは事前キャンプを予定しております市が1市あるものですから、21の市町村を県が訪問いたしまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に伴う交流計画の見直し支援、それから相手国等との調整状況、そして大会後を見据えた交流をテーマとした意見交換を行いまして現状の把握、そして課題の共有を行ってきたところでございます。

ホストタウン交流を広く県民に伝えていくために、ホストタウンのPR用のパネルを全

部で 50 枚ほど作成いたしまして、岩手県聖火リレー実行委員会が主催いたしますオリ・パラミュージアムとか、出前スクールで展示いたしまして、また、市町村への貸し出しも実施してきたところがございます。県内のホストタウンでは、大会前の事前キャンプであるとか、終了後の交流事業につきまして見直しを行っております。今後、県といたしましてホストタウンを所管する内閣官房に対しまして市町村の要望、質問を取りまとめ、そしてその対応を促すなど、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

○城内よしひこ委員 新型コロナウイルス感染症の感染対策、予防対策は必要だと思えます。そこはきっちりお願いしたいところですが、岩手県はラグビーワールドカップ 2019 日本大会や希望郷いわて国体を経験しております。ホストタウンでは多くの人を訪れることへの期待感がありますし、子供たちがより豊かな経験をすることが本来の目的だと思えますが、コロナ禍においてはなかなかそれが厳しい状況にあります。その辺当局としてはばせめぎ合いもあるのだらうと思えます。日本中が自粛ムードの中で、オリンピック・パラリンピックの機運を醸成していくことは相反する課題ではないかと感じているのですが、その辺をどのように現地、現場の市町村と取り組むのか。例えば皆が一堂に会して、このようなことを行いましょうではなくて、リモートでの会議になったりすると思うのですが、そのようなことも含めて今後どう取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

○高松特命参事兼連携調整課長 今後の取り組みでございますけれども、いずれホストタウンの交流は、これからの地域の振興につなげていくことを目的に行っていくものでございまして、市町村の皆様と一緒にやって地域振興に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと思えます。

また、先ほどの説明にもございましたように、ホストタウンの新型コロナウイルス感染症対策については、全面的に国で経費の支出を行いながら進めております。そういったことを踏まえまして、県といたしましてもこの令和 2 年度の 2 月補正予算に向けて基金造成の準備を進めておりますし、また全国一律の説明会にとどまらず、県単独の説明会の実施も行ってもらえるよう内閣官房と調整を進め、市町村と一緒にやった形でのホストタウンの取組促進を図っております。

○城内よしひこ委員 オリンピックの開催が延長されましたが、その中で復興五輪の位置づけは変わっていないと思えます。我々とすれば、被災地の復興の状況を世界中の皆さんにどう発信するかが大きな課題だと思っておりますが、当初は現地、現場に来ていただいて、目の当たりにして実感していただくことが一つの目的でしたが、少し形を変えなければならぬことは大きな転換になったと思えますので、その辺、どのように取り組みができるのか。ほぼ 1 年近く皆さんは準備していらっしゃるのだからと思うのですが、その辺の手応えはどう捉えているのかをお伺いしたいと思います。

○高松特命参事兼連携調整課長 復興五輪を理念といたします東京 2020 大会は、これまでにいただいた支援に対する感謝を世界中に発信する絶好の機会でございますので、復興の姿とあわせまして、例えば世界遺産であるとか、文化遺産、伝統芸能、また優れた食や観

光、物産など、岩手の魅力を発信しながら、さまざまなつながりを生み出していきたいと考えております。

具体的な取り組みといたしまして、聖火リレーのランナーを紹介したり、復興に取り組む姿、そういったものをSNSなどで発信するほか、オリンピック聖火リレーあるいはパラリンピック聖火フェスティバルへメディアの誘導を行いまして、復興の姿を発信する予定にしております。

また、ホストタウン事業におきまして、相手国、地域との交流を行うことにより、全世界への発信につながるものと考えております。

選手村ビレッジプラザで県産材が使用されていることもございますし、またメダリストに授与されるビクトリーブーケに県産の lindo が採用される予定になっております。また、大会の関係者には、県の伝統工芸品でございます秀衡塗の椿皿が贈呈される予定になっております。

○城内よしひこ委員 我々受け入れる側の心の自粛ムードのハードルが少し上がってきたように思っていて、人の交流がなかなか当初の予定どおりにはいかないかもしれませんが、その辺も何とか解かして、安心、安全が一番の目的ではありますが、多くの交流ができるよう、そして次の世代の子供たちに豊かな経験を残してあげられるような仕組みにぜひしてほしいと思います。

○斉藤信委員 東京オリンピック・パラリンピックの今の最大の課題は、本当に開催できるのか、そしてその判断はいつになるのかだと思っております。世界の 9,000 万人を超える人が新型コロナウイルス感染症に感染し、実はここ半月では感染者が 1,000 万人ふえているのです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は世界的に加速しているのです。新しいウイルスの変異株が広がっていて、未曾有の世界的な大変厳しい状況が続いているし、国内でも御承知のように緊急事態宣言が発せられて、恐らくきょうさらに 1 都 3 県から関西、東海、栃木まで広がるのではないかと思いますけれども、そういう第 1 波以上の深刻な感染拡大がこの日本でも広がっている現状の中で、先ほど説明の中で一番早いスケジュールが 3 月 25 日のオリンピック聖火リレーの福島県でのグランドスタートです。私は、少なくともこの聖火リレーができるのかできないのかの判断をする必要があるのではないかと思います。その点について、情勢、動向をどのように把握していますか。

○木村オリンピック・パラリンピック推進室長 全国の状況を見ますと、年末年始にかけて都市部を中心に感染が拡大して、委員がおっしゃったとおり 1 都 3 県に緊急事態宣言が発令されておりますので、これに伴った行動抑制により感染者がどのように減っていくのか、感染者の状況の推移を見通した上で判断されるものだろうと思っております。国や東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会でそういったものの判断をしていくと考えております。

本県といたしましては、復興五輪として被災地の姿を国内外に発信し、支援していただいたことへの感謝を伝える機会となるよう、新型コロナウイルス感染症対策とあわせて準

備を進めている状況でございます。

○**斉藤信委員** よく見えない答弁でしたが、実は1月11日に報道された共同通信社の全国世論調査の中では、あなたは延期された東京五輪・パラリンピックをことしの夏に開催すべきだと思いますかとの質問に対して、開催すべき14.1%、再延期すべき44.8%、中止すべき35.3%、わからない・無回答が5.8%。再延期すべき、中止すべきで80%です。ですから、国民はかなり冷静に、率直に捉えていて、開催できないのではないかが8割です。このような状況を踏まえても、オリンピックは平和で人道的な大会でなくてはならないという条件に今本当に当てはまるのか。開催をいつまでに判断するのかを、やはり組織委員会は示すべきだと思うのです。きのう実は組織委員会の新年最初の会合で、森会長が、本当は不安だが、もし心に多少の迷いがあれば全てに影響してくる、淡々と予定どおり進めていくと、こういう話をしたらしい。ただ、やはり日本全国に影響する、世界にも影響する、このイベントをいつまでに、どういう基準で判断するのか示さなかったら、無責任だと私は思うのです。

きょうの赤旗新聞に掲載されたメダリストたちの声も紹介しております。フェンシング男子のドイツ代表のマックス・ハルトゥング氏が取材に応じて、参加しない可能性を示唆し、リスクが高過ぎたり、パンデミックをさらに助長すると感じた場合は家にとどまると言っております。ボートの元イギリス代表で、五輪の金メダリストでもあるマシュー・ピンセント氏は、パリ大会が行われる2024年に延期すべきだと主張しました。選手の立場からいったら、本当に平和で、安全で人道的な大会の開催を求めているのです。やればいいではないと思うのです。

まさに戦後、世界が体験したことのないパンデミックが今加速して、国内でも第3波の緊急事態宣言が出されているような状況です。東京の状況をいいますと、きのう、きょうの報道ですけれども、陽性になっても入院もホテルにも入れない調整中の人たちが6,000人を超えている。これは入院患者、ホテルに宿泊している患者を超えているのです。今東京は、感染しても、治療も保護も受けられないのが実態です。だから、そういう意味では、本当に冷静に判断したほうがいい。オリンピックですから、それぞれの国でしっかり予選を行って代表が選ばれ、そして、東京での大会も、安全なところで開かれるというのがやはり必要最小限の条件なのではないかと思えます。もう日程が決まっているから、やれるかどうかわからないけれども、突き進みますという戦前の日本のようなやり方ではだめなのではないかと思えます。少なくとも、いつまでに判断するのか。もう一つは、どういう条件なら開催できるのかできないのか、このことを求める必要があるのではないかと思えます。その上で必要な準備をする。だから、今の状況の中で、何の期日も条件もなしに準備だけ進めるのは、根拠がない、無責任なことになるのではないかと思えますが、そのような声は国へ上げているのでしょうか。

○**木村オリンピック・パラリンピック推進室長** 新型コロナウイルス感染症対策の関係でございますが、昨年9月から、国、東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会

組織委員会が構成員となります東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議で委員のおっしゃったとおり、アスリート等にとって安全、安心な大会運営を図ることを目的に、出入国に係る措置とか、検査等の実施、感染対策、医療体制の確保等の検討が行われ、そうした中で出されたものの一つに、ホストタウンでの感染症対策があり、国でも予算化された状況でございます。

大会に向けて、外国からの観客をどのように受け入れるかの検討が、12月の段階で一応取りまとめているものがありましたけれども、対策調整会議の中では、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況による判断があるということで、そのところがまだ示されていないところございまして、春ごろまでには示されるのではないかと考えております。そうしたところを踏まえて我々も対応していかなければならないと考えております。

まず、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、国、東京都等と調整した上で進めておりますが、我々といましては、それぞれの立場からいろいろな形で要望等もしておりますし、聖火リレーにおきましては、11月に聖火リレーの関係会議がありまして、その条件とか、実施時期とか、どのような形で行うことになるのかを示すよう要望しております。

○斉藤信委員 だから、スケジュール的には3月25日に聖火リレーのグランドスタート、福島県で始まる。少なくともグランドスタートができるのかどうかのタイミングで、オリンピックの開催ができるのかどうかを判断すべきだし、そういう基準を示すべきではないのか。率直に言って、東京オリンピックというけれども、今東京は医療崩壊しています。医療関係者は、みんなそう言っています。先ほど私が紹介したように、新型コロナウイルス感染症に感染しても病院にも入れない、ホテルにも入れないのだから、そういう状況の中で感染症対策が東京でとれるのか。とれないと思うのです。いわば国民、都民にも責任を負えないような状況に今陥っているのに、大変な数の選手が東京に来て対応できるのか。

神奈川県は今どうかといいますと、濃厚接触者を追求しないと言っているのです。もうそういう濃厚接触者を追求するような余裕がなくて、同居していたりする人たちは濃厚接触者として、もう限定してPCR検査を行うやり方になってきている。この実態も私たちはよく踏まえて、ぜひグランドスタートができるかどうかの判断とセットでオリンピックの開催、そしてイギリスの選手が言うように2024年への再延期が求められないのかも含めて判断すべきです。平和で安全で人道的な大会として、オリンピックが開催されるべきだと思います。

それを大前提にした上で若干お聞きしますが、先ほどの説明の中にありました、ホストタウン等での選手受け入れマニュアル作成の支援は今年度の取り組みになっていますけれども、ホストタウンを決めている20市町村それぞれで作成するのか、それとも県が一定のものをつくって、あとは地域ごとに行うのか、その作成状況はどうなるのですか。

○高松特命参事兼連携調整課長 ホストタウンでのマニュアル作成の状況でございますけれども、このマニュアルのひな形を国で作成いたしまして、それはもう既に示されており

ます。それぞれのホストタウンごとにこのマニュアルは作成されるものでございまして、一応交流事業の2カ月前までの作成を目指すものでございますが、県といたしましてはできるだけ今年度中にはある程度の骨格ができ上がるように、市町村と一緒にやってマニュアル作成に取り組んでおります。

○**斉藤信委員** 世界的にも、日本の国内でも新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大という中で、事前キャンプとかの計画そのものが今なくなっているのではないかと思います。その点はいかがですか。

○**高松特命参事兼連携調整課長** 事前キャンプでございますけれども、交流を行う相手国との覚書をそれぞれ締結しておりますが、実態といたしまして、いつこちらに来て、どういった交流をするのかはまだ正確に決まっていないのが現状でございます。今の段階におきましては、相手国、地域と交流をいたしましよという覚書を締結しているだけの段階でございます。

○**斉藤信委員** 今の世界と日本の新型コロナウイルス感染症の感染急拡大による、パンデミックの状況の中で、何度も繰り返しますが、期日を決めてしっかり判断すべきであると思います。あとは本当に平和的で安全で人道的な大会として開催するには、やっぱりメダリストも言うように再延期を求めることも必要になってくるのではないかと、私はそう思います。

その上で、せっかくホストタウンの取り組みを20市町村、共生社会ホストタウンが3市町村で、私はこの国際交流の取り組みは大変意味のあることで、遠野市に調査に行ってきたけれども、これはこれで大変意義のある取り組みだと思うので、そういう点ではホストタウンになった国々との国際交流は、これを機会に大いに生かすべきだと思います。その点で、やっぱりきっちり見定めることと、あともう一つは、オリンピック・パラリンピックに向けて市町村が取り組んできたこれまでの取り組みを、ある意味平常時の活動としても位置づけて国際交流を進めていくことが必要なのだと思いますけれども、その点最後にお聞きして終わります。

○**高松特命参事兼連携調整課長** まさしく将来に向けて、地域とそれぞれの国々が交流を深め、そして地域振興につながっていけばいいと、取り組みを進めておまして、現在コロナ禍の状況でなかなか相手国との連絡がとれない中におきましても、例えばビデオレターでのやりとりであるとか、あるいは学校給食において、その地域の食材を利用したものを食べてみるような取り組みがそれぞれのホストタウンで行われております。そのような取り組みを我々としても推奨いたしまして、将来に向けた地域のつながりを進めてまいりたいと思っています。

○**上原康樹委員** 日本と、そして全世界の国々が気持ちの面でびたっと一致したときに、初めていい祭典になると思うのですけれども、ここまでいろいろな御説明を伺っている中で、海外の皆さんの意見ですとか、考え、思いが全然伝わってこない、出てこないのも、不思議だと思っております。岩手県内に19の国と地域の皆さんがかかわりを持つ、交流を

するという予定になっておりまして、これはもう目の前に迫っているわけです。こういう海外の選手、役員、関係者の皆さんから、今、日本の新型コロナウイルス感染症の感染現状はどのようなのですかと、岩手県はどんな状態なのですかと、不安でならないと、そういう問い合わせがあって当然だと思うし、もうあるのではないかと考えております。そういう海外からの、ホストタウンと交流を持つ海外の選手、役員の皆さんはどのような意見を寄せてきているのか、それを把握している分だけでも、具体的に御紹介いただけないでしょうか。○高松特命参事兼連携調整課長 海外の皆様からの声でございますが、ホストタウンである市町村から我々が伺っている限りにおきましては、そもそも連絡がとれないので、そういった声自体もまだ伝わってきていない部分があると承知しております。

一方では、大使館と何度か連絡を取り合っ、計画の見直しに着手していきたいという話も出てきておりまして、そのような部分については県もしっかりフォローしまして、支援に取り組んでいきたいと考えております。

○上原康樹委員 計画の見直しとは、突き詰めていくと、もう我々はこのオリンピックへの参加は不可能であるという意向も含むのでしょうか。

○高松特命参事兼連携調整課長 そのような内容ではなくて、あくまでも地域と相手国との国際交流、交流計画の見直しでございますので、当初予定していた交流を、日にちを変えたり、違った交流の仕方で行っていく内容に見直したいという趣旨でございます。

○上原康樹委員 先ほどから連絡がとれないという話が出ています。今世界の通信網がコロナ禍でそこまで完全に遮断されている状態とは思えないのですけれども、連絡がとれない、だったらこっちから連絡をとろうという努力はされているのですか。

○高松特命参事兼連携調整課長 連絡がとれないのは、相手の方とお話がなかなかできない、いわゆるその方がなかなかつかまらない状況と聞いておりまして、そうはいっても交流計画の見直しに向けて、連絡を絶えず入れて、つながりが途絶えることのないように取り組んでいただくよう、市町村に我々からアドバイスしております。

○上原康樹委員 連絡の火を消さないようによろしくをお願いします。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた本県の取組について調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 県内における文化芸術団体の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響と対応について、一つは県の文化芸術団体の活動状況、実態の調査、把握はどうなっているか。フリーランスの劇団などや音楽家の状況、県への要望への対応はどうなっているかを示してください。

○岡部文化振興課総括課長 12 月定例会の常任委員会でも御説明をさせていただきました。11 月に一般社団法人岩手県芸術文化協会の加盟団体などに対しまして、実態調査をアンケ

ートで行っております。前回、速報値を御説明させていただいたところであり、今回回答を寄せられたもので最新の情報をお話しさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でございますが、大きく影響があるのは、前回に引き続き8割でございます。多少の影響がある16%を含め、97%、ほとんどが影響があると答えております。

具体的な影響といたしましては、公演、展覧会等の中止、延期が19%、会員、団体等の活動意欲の低下が17%、稽古、練習等の自粛は14%の影響があると回答をいただいております。

あと、国、県、市町村に対する要望といたしましては、会議室の使用料の補助支援、ウェブ配信の動画撮影等の補助支援などがございます。

続きまして、フリーランスの方々への影響でございますが、フリーランスの方、何人かにお話を伺いました。こちらも公演等の中止、延期によりまして活動ができないケースが多いですし、さらにはフリーランスの方々には首都圏の芸術家との交流をしながら活動しているようでございますが、そういった交流ができず活動ができないでいるという話もありました。

こういった意見を踏まえまして、県主催の文化芸術イベントの実施等を通じて、文化芸術活動の場の提供を図っておりますし、あと業種別ガイドラインの周知などについて、文化施設への情報提供を行いながら、安心、安全な文化芸術活動を促進していきたいと考えております。

県への要望の対応でございますけれども、新型コロナウイルス感染症感染拡大の関係でホール等の入場者数が50%に制限されたことによりまして、チケット収入などの減少が大きく影響しているとのことでございましたので、県といたしましては文化芸術活動の支援事業と、あとは県民会館、公会堂の文化施設利用促進事業を実施いたしまして、活動再開に対する費用助成、あとは利用料金の半額援助を行い、支援しております。

○**齊藤信委員** 12月4日の常任委員会で質問したとき、国や県、市町村に対する要望として、会議室等の使用料への補助支援、コロナ禍におけるウェブ配信、動画撮影等の補助支援があればよいという御意見をいただいたとのことでした。これは、県としてはどういう対応になっていますか。

○**岡部文化振興課総括課長** 県民会館、公会堂の利用促進については、ホール等を対象にしているところもあります。会議室のところは、その対象にはなってはおりませんので、今後の活動状況を踏まえまして、この件について検討してまいりたいと思います。

あと、ウェブ配信、動画撮影等の補助支援につきましては、そもそも活動支援事業の中には、こういったウェブ配信や動画撮影も補助対象の中に含まれておりますので、そちらについては積極的に活用していただくように周知しております。

○**齊藤信委員** 実態調査を行って具体的な要望も出たわけだから、やっぱりそういう要望にはぜひ機敏に対応していくようお願いをしたい。

そこで、文化芸術活動支援事業は県の文化芸術団体等の活動の継続、再開に対する補助事業で3分の2を補助するのですが、12月4日に聞いたときに、申請が13件あって10件の採択、3件は審査中ということでした。予算の執行状況は20.3%でした。もう一つ、文化施設利用促進事業は、県民会館及び公会堂のホール及び附属施設の利用料金の半額補助で、34件の支援を行っていましたけれども、あの時点で予算の執行率は25%。これらの事業は、直近ではどこまで利用され、予算執行率はどれぐらいですか。

○岡部文化振興課総括課長 1月7日現在での実績でございますけれども、文化芸術活動支援事業につきましては21件の申請がございまして、19件が採択、2件が審査中でございます。前回御説明した分もこの中に含まれております。

文化施設利用促進事業でございますが、同じく1月7日現在でございまして、県民会館48件、公会堂2件、合わせて50件の支援を行っております。

予算執行率でございますが、文化芸術活動支援事業は42%でございますし、文化施設利用促進事業は34.6%となっております。文化施設利用促進事業は申請期限を延長しており、さらなる利用促進を図ってまいりたいと思います。

○斉藤信委員 申請期限延長とのことですが、これはいつまでの申請期限だったのをいつまで延長したのか。

○岡部文化振興課総括課長 当初は11月30日までの応募期間としておりましたが、今月29日までに延長しております。

○斉藤信委員 1月29日まで延長しても、恐らく予算は半分以上残ってしまうのではないのでしょうか。県が頑張ってくれたこともあるけれども、そもそもそんなに大規模な事業費は要らないのです。本当に使いやすく、使われるように見直し、改善もしながら、1月29日でなくて3月末までだっていいのではないですか。文化芸術団体のための支援なのだから、これが使われないで残るなんていうことのないように、使いやすいように、よく団体の声も聞いて、見直しをして、年度末まで予算が足りなくなるぐらいしっかり活用されることが必要だと思いますけれども、いかがですか。

○岡部文化振興課総括課長 この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してございまして、支払いを全て年度内に済ませなければならないという要件がございます。

さらに、文化芸術活動におけるの発表等については、やはり練習期間を含めて二、三カ月は必要なところもありますので、3月までにイベント等を行うには、やはり計画上、1月末までの申請期間がふさわしいのではないかと考えておりますので、このところを文化芸術団体にはさらに周知を図っていきたくて考えております。

○斉藤信委員 1月7日現在、文化芸術活動支援事業が執行率42%ですよね。そして、文化施設利用促進事業が34.6%です。本当にささやかなこの支援が必要な方々に行き届くよという点で、やはり使いづらいところがあるのではないか。この程度はしっかり使われるように工夫して、申請期限の延長だけではなくて、知恵を出して本当に当事者の立場

に立って対応していただきたい。

あともう一つ、国では文化芸術活動の継続支援事業に 509 億円の予算を計上して、当初使いにくかったけれども、第二次、第三次募集をかけて使われるようになった。ただ、それでも一番困っている人に支援が届いていないという声も聞いています。一番の問題は、自己負担があること、事業を実施しないと国の補助の対象にならないこと。これが一番のネックで、仕事がなく大変なわけですから、自己負担なしでも本来なら国の支援が受けられるようであればならない。そういう意味で、これは国の支援事業なのだけれども、県内の文化芸術団体の方々が、この事業をどれだけ活用しているかをしっかり把握してほしいと繰り返し指摘してきましたが、この支援事業がどう活用されているのか、そしてどのように受けとめられているのか、普及しているのか、お知らせください。

○岡部文化振興課総括課長 国の支援事業につきまして、文化庁のホームページを見ましたところ、全国で9万6,280件の応募があり、12月25日現在では4万4,075件が採択されております。最新の情報の1月8日現在では4万8,542件が採択されておりますので、この期間で4,467件が新たに採択されております。

本県の文化芸術団体がどの程度活用しているかにつきましては、何度か文化庁に照会しておりますけれども、現時点では非公表で、活用の状況について押さえておりません。

○斉藤信委員 国の支援事業に9万6,000件応募があつて、1月8日段階で採択が4万8,500件と、半分ですよ。本当に今々大変で、収入を切られている文化芸術団体、音楽家の方々にとっては、こんな国のやり方はそれだけでも問題だと思います。申請の半分しか採択されていない。だから、そこに私は重大な問題があると思うし、ぜひ文化庁に聞くだけではなくて、当事者が国の制度を知っているのか、利用しているのか、申請できないのか、そのことを調べてほしいのです。当事者がそもそも国の制度を知っているのかと。そして県内の人たちがそれを活用できているのか、できていないのか、私はそういうところをやはりしっかり聞いて、県の対応にも生かしていただきたい。

最後ですけれども、県内の伝統芸能の活動状況について、関連してお聞きいたします。震災から丸10年がたとうとしていますけれども、岩手県は沿岸被災地の伝統芸能の再建を特別に重視して取り組んできたと思います。そして、その伝統芸能は復興の力になると思いますか、集落の力、地域をまとめる力になってきた。ただ、今コロナ禍のもとで、大変な事態に直面していると思いますけれども、特に被災地における中心的な文化芸術団体の活動状況、今の課題、どのように把握をしているのでしょうか。

○岡部文化振興課総括課長 先ほども御説明いたしました文化芸術団体等への実態調査のアンケートの中に伝統芸能団体も含まれておまして、昨年11月の内容を御説明申し上げますと、伝統芸能団体におきましては団体のメンバーに高齢の方が多いこともありまして、公演の中止や稽古などの活動自粛を余儀なくされている実態がございます。文化芸術活動を取り巻く自粛ムードもありまして、その中においての会員の活動意欲の醸成や活動再開、継続のための支援が課題であると回答してきている団体がありました。

県といたしましては、昨年 12 月 5 日に岩手県民俗芸能フェスティバルを開催いたしましたし、8 団体の参加をいただき、大勢の方々に観覧いただいておりますし、さらには先ほども御説明しているような活動支援補助を行っておりますし、あとは郷土民俗芸能団体が活動している状況をインターネット上にも文化情報大事典の中で公開するなど、活動状況についても情報提供、周知を行っております。

○**齊藤信委員** 震災復興から 10 年で、本当にこの間、被災地だけではなくて県内の文化芸能団体、芸術芸能団体が大変重要な役割を果たしてきたし、今コロナ禍で新たな困難に直面をしている。こういう中で、よく実態を把握しながら、岩手県の新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえながら、できる活動をしっかり支援していく。また、こういう時期に若手の担い手を育てていくことも大変大事なことだと思いますので、そうした支援をきめ細かにしっかりやっていただきたい。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** なければ、これをもって本日の調査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

この際、教育委員会から、令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について発言を求められておりますので、これを許します。

○**泉澤生徒指導課長** 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の本県の結果について御説明いたします。

資料は、11 月に委員の皆様へ国の公表資料と本県の資料を合わせて配付させていただいておりましたが、本日は本県の結果についての資料のみを再度配付させていただきました。本調査は、統計法に基づき文部科学省が実施している一般統計調査であるため、法の定めにより説明内容に制限があります。本県の状況に係る説明においても、令和 2 年 10 月 22 日に文部科学省から公表された資料の中で、都道府県別に数値が公表されている項目は本県の現状として説明することが可能ですが、都道府県別の数値が公表されていない項目に関しては、統計法の規定により詳細に説明することができないこととなっております。

それでは、お配りしている資料に沿いまして順に説明いたします。資料は、文部科学省の公表資料から本県の結果のみを全国との比較でまとめたものです。

本調査は、文部科学省が毎年実施している調査であり、前年度の生徒指導上の諸課題について、つまり令和 2 年度実施調査においては、令和元年度の現状について調査したものとなっております。

調査項目と調査対象は、1 ページの 2 に示しているとおりです。なお、数値につきましては、県内の国公私立の小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、全ての学校の結果を集計したものとなっております。

調査項目の定義につきましては、3 のとおりです。

2 ページをお開き願います。調査結果の一つ目は、暴力行為の状況です。(1)の小中高

等学校のデータを見ますと、令和元年度における発生件数の合計は 521 件であり、前年度と比べて 23 件の減少、児童生徒 1,000 人当たりの発生件数は 4.2 件となっております。

校種ごとの内訳は、(2)から(4)のとおりとなっております。暴力行為の発生件数の合計は、小学校は 299 件で前年度より 56 件の減少、中学校は 157 件で前年度より 39 件の増加、高等学校は 65 件で 6 件の減少です。

暴力行為の形態は、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損の 4 種類に分類されており、どの校種においても生徒間暴力が発生件数の大半を占めております。生徒間暴力は、小学校では 236 件で前年度より 68 件の減少、中学校では 141 件で前年度より 50 件の増加、高等学校は 39 件で前年度より 9 件の増加となっております。生徒間暴力の件数は、いじめの認知と相関があると捉えております。いじめの対応の中で、たたいたり、蹴ったりという行為について、いじめだけではなく、生徒間暴力としても集計しているケースがあります。中学校、高等学校で生徒間暴力が増加したのは、いじめと合わせて積極的に認知した結果であると捉えており、今後もいじめ問題と関連させながら対応を図っていくことが必要であると考えております。

3 ページをお開き願います。2、いじめの状況についてです。(1)でまとめていますいじめの認知件数は、これまでで最も多く、8,004 件であり、前年度より 35 件増加しました。また、児童生徒 1,000 人当たりの認知件数は 64.1 件であり、前年度より 1.9 ポイントの増加となっております。校種別に見ますと、小学校の認知件数は 6,071 件で前年度より 16 件増加、中学校の認知件数は 1,476 件で前年度より 10 件減少、高等学校の認知件数は 381 件で前年度より 19 件増加、特別支援学校の認知件数は 76 件で前年度より 10 件増加となっております。中学校の認知件数は減少となっておりますが、生徒 1,000 人当たりの認知件数では若干の増加となっております。

いじめの認知件数の増加につきましては、全校種において、いじめに対する教員の意識が高まってきた結果であると捉えています。県教育委員会としては、いじめの認知件数が多い、少ないではなく、認知したおのおのいじめにどのように対応したか、いじめの未然防止にどのように取り組んだのかが評価されるべきと考えております。

いじめは、社会性を身につける発育途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものであり、県教育委員会としては、どの学校でも、どの子供にも起こり得るという認識のもと、今後とも機会があるごとに、学校や市町村教育委員会に対し、いじめを積極的に認知し、より迅速かつ適切に対応していくよう指導、助言を行っていきたいと考えています。

次に、(2)のいじめの発見のきっかけですが、大きく、学校の教職員等が発見と学校の教職員以外からの情報により発見に区別されており、それぞれの区分の下が内訳となっております。構成比を見ますと、学校の教職員等が発見が 67.9%あり、その中においてはアンケート調査など学校の取組による発見が 59.4%と最も高くなっております。このアンケート調査の取組による発見が全体の半数以上を占めており、アンケート調査がいじめ発見

の重要なツールになっていると言えます。また、学校の教職員以外からの情報により発見の中では、本人の訴え、次いで保護者からの訴えが多くなっており、本人が相談できる体制づくりと、SOSを受けとめる構えの強化が必要であると捉えております。

続いて、(3)のいじめの現在の状況については、平成29年3月に改定された国のいじめ防止基本方針のいじめ解消の定義にもとづいて学校が判断しています。その解消の定義には二つの要件があり、一つ目は少なくとも3カ月を目安とする相当の期間、いじめの行為がやんでいること、二つ目は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが要件となっております。その心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒本人及びその保護者に対して面談等で確認することになっております。小中学校、高等学校及び特別支援学校を合わせたいじめの解消率は、この調査の令和元年度末では85.8%でした。

いじめについては、子供が一人で悩みを抱え込まず、信頼して相談できる体制を整備するとともに、教育委員会や学校においては、いじめの兆候をいち早く把握し、問題を隠すことなく対応し、早期発見と適切な対処を行い、いじめられている児童生徒の立場に立った適切な対応が図られるよう推進してまいりたいと考えております。

なお、県が独自に令和元年度において認知されたいじめの追跡調査を公立学校に実施した結果につきましては、資料5ページにまとめております。公立学校のみではありますが、令和元年度中に解消に至らなかった事案について、年度が明け、3カ月以上がたった令和2年7月末日現在での状況を調査しました。その結果、全体の解消率は97.9%で、前年度比0.2ポイントの増加という結果でありました。引き続き、未解消の事案が解消に至るよう、教育相談体制の充実に努めてまいります。

この本県独自調査によるいじめの現在の状況の調査結果とともに、6ページにありますように、今後より多くの学校に取り組んでもらいたい内容を付記して各学校へ通知しております。

4ページをお開き願います。3、長期欠席の状況についてです。初めに(1)、理由別長期欠席者数は、資料のとおりとなっております。

次に、(2)は、(1)の不登校の児童生徒について、校種ごとに経年の変化を示したものです。小学校の不登校児童数は319人で前年度よりも35人増加、1,000人当たりの不登校児童数は5.5人で前年度より0.7ポイント増、中学校の不登校生徒数は958人で前年度より21人減少、1,000人当たりの不登校生徒数は昨年度と同じ30.7人、高等学校の不登校の生徒数は515人で前年度より16人減少、1,000人当たりの不登校生徒数は昨年度と同じ15.9人となっております。1,000人当たりの発生件数において、小学校で増加傾向、中学校、高等学校は横ばいという状況でした。不登校児童生徒につきましては、小学校における増加を憂慮しております。

不登校の要因は、複合的かつ多岐にわたる事案が多く、各学校では個々の状況把握に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、その対応に当たっております。また、各学校では新規の不登校をつくらないための手だてとして、魅力ある学校づくりに努め、全て

の教育活動の中で児童生徒の居場所づくりと絆づくりを地道に推進しております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用の充実を図り、重層的な教育相談体制の中で、今後も生徒指導における重点課題の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

続いて4、高等学校中途退学者の状況です。令和元年度の中途退学者数は315人で、前年度から19人の減少で、これまでで最も少ない人数となっております。中途退学率は0.9パーセントで、昨年度から0.1ポイントの減となっております。

(2)の事由別退学者数では、一番多いのは学校生活・学業不適應の147人で46.7%を占めており、次いで進路変更が73人で23.2%という結果であります。本県では、中途退学率は経年とともに減少傾向にあると捉えております。しかし、中途退学の事由が学校生活と学業不適應、それから進路変更で約7割となっていることから、中高の連携、特に進路指導等の充実にも努めていく必要があること、あわせて高校入学後においても生徒一人一人に寄り添った教育活動を展開し、きめ細やかな対応をしていくことがより一層必要であると認識しております。説明は以上となります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○千葉秀幸委員 このアンケート結果は文部科学省のものですが、岩手県にとっても非常に貴重なデータだと思って見させていただきました。

3ページ、いじめ発見のきっかけのところで、アンケート調査など学校の取組により発見が4,752件、次いで本人からの訴えが1,179件、保護者からの訴えが924件で上位を占めていて、本人の声を届けてもらう場がすごく大事だと感じております。岩手県においても独自のアンケート調査等を行っていると思うのですが、それについての詳細、年に何回行っているかなどの説明をいただきたいと思えます。

○泉澤生徒指導課長 各学校におきまして、年に複数回のアンケート調査等を実施しております。全ての学校で実施することになっております。学校の実態に応じて、学期に2回とか、毎月とかの状況で、各学校それぞれ状況に合わせて行っておりますので、実施しているところについては県の教育委員会としても把握しておりますが、その細かい状況、回数等については、それぞれの市町村教育委員会等で把握しているところで、こちらでは把握できていないのが現状です。

○千葉秀幸委員 例えばいじめがあり、それが1日で解決したとしても、そのときの気持ちの後遺症のようなものは残ります。ましてや1週間にわたって続いたようないじめは本当に精神的にも苦痛です。アンケート調査が例えば半年に1回のようなスパンであると、事件が起きてから時間がたつてしまい傷が大分深くなる。アンケート調査はとても大事だとデータで見えましたし、行うタイミング、回数等も非常に大切であると思っております。特に目に見えないネットとかSNSでのトラブルも、とても多くなっていると思えますから、ぜひそういった声をしっかり聞く機会を多くつくっていただきたいと思えます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大が、あつてはいけないけれども、いじめが起

こるきっかけになると危惧しておりますので、アンケート結果を改善に向けての取り組みに活用することをよろしくお願ひしたいと思います。

○城内よしひこ委員 このアンケートの内容を深掘りしてお伺ひしたいと思いますが、いじめの中にインターネットを通じて行われているものを含むとあるのですが、インターネット、SNS関連のものはどれぐらいあるのか。また、それを掌握する手段は市町村や県教育委員会として持っているのかをお伺ひしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 本調査につきましては、学校で行っております、これは教育委員会として調査するとか、教育委員会がインターネット上をパトロールするとかは現在行っていないのが現状でございます。なので、この調査のインターネットを含むことについては、インターネットの関連で学校に相談があればそちらでカウントしていると捉えております。

○城内よしひこ委員 相談等があつてから、インターネット上などのいじめを認識しているとすれば、今はなかなかそういういじめの文言を削除するのは難しい状況にあるわけで、そういう対処、対応はどこが行うのか。対応措置をとる方策はあるのですか。

○泉澤生徒指導課長 その場合には、それをもととした状況の中で警察に相談して、警察のサイバー犯罪対策の専門部署と進めながら対応するように推進しております。

○城内よしひこ委員 では、その件数は何件ぐらいあるかは捉えていますか。

○泉澤生徒指導課長 件数については、捉えておりません。

○城内よしひこ委員 そういったことにも注視していただいて、例えば子供たちを目の当たりにしていれば、誰と誰がけんかをしているのかはタイムリーにわかるのですが、水面下で見えないところでのいじめも今日のいじめの特徴の一つでありますので、ぜひそういうところにも深く触手を伸ばして対応してほしいと思います。

そして、長期欠席者の件ですが、私が以前いじめでの欠席者がどれぐらいいるかという話をした際に、長期欠席とは30日以上欠席というルールがあつたのですが、30日に満たない子供もたくさんいますよね。そういう子供たち、まさにグレーゾーンにいて、休みがちと言われる子供たちも多くいると思いますが、そういう子供さんに対する対応と、その数はどれぐらいかを把握しているのかお伺ひします。

○泉澤生徒指導課長 先ほど御説明申し上げましたとおり、不登校、長期欠席の要因は本当に多岐にわたつていて、それぞれに異なっているのが現状でございます。中には怠惰、怠けのようなものもありますし、それからよく体調を壊しやすいというようなこともございます。そのような個々の状況に合わせて、学校が適切に寄り添って対応するようにと指導しているところです。

本調査では、30日以上を基準としておりますので、その人数等につきましては把握しておりません。

○城内よしひこ委員 その辺も片手落ちだと思います。30日で不登校になるから、中には、保健室に1日でも登校させるような指導もあると聞いています。それは論外なやり方では

ないですか。そうだとすれば、例えば欠席が 20 日間を過ぎたならば調査の対象にするなどグレーゾーンにいる生徒にもフォーカスしていかないと、不登校の要因を温存していると指摘をせざるを得ないのですが、その辺の対応はどのように考えていますか。

○泉澤生徒指導課長 市町村立学校では、月に 7 日でラインを引いて、その予備的な部分について、市町村教育委員会で把握し予防的な措置をとるなど、市町村立学校と市町村教育委員会が連携をとって、防止に努めていると捉えております。県立学校についても同様の取り組みを今後進めていくようにしたいと思います。

○城内よしひこ委員 大変だとは思いますが、早目早目に不登校になる芽を摘んでほしいし、そういう問題解決に向けた取り組みを行ってほしいと思います。

そこで、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、罹患をした子供たちも何名かいるようですが、そういう子供たちに対するいじめ等は発生していないのか、その状況をお伺いします。

○泉澤生徒指導課長 私どもも新型コロナウイルス感染症関係でのいじめとか差別とか偏見、誹謗中傷については危惧しておりまして、相談状況をかなり注視しておりますけれども、例年と比較し、急増している実態は現在のところありません。細かい部分ではあるかもしれないのですが、大きなところでこちらに報告は上がってきておりません。

○城内よしひこ委員 いずれ医療従事者の方々や関連する方々の子弟に対する誹謗中傷も含めて、いじめ問題につながらないように、注視あるいは指導をしっかりと徹底していただきたいと思います。

最後にお伺いしますが、調査項目の定義の中で出席停止になっている子供たちは現在どれぐらいいるのか。学校教育法 35 条と 49 条にもとづく措置なのですが、ないと思うのですが、あるのでしょうか。

○泉澤生徒指導課長 現在のところ、私どもでは出席停止にしているとの情報を捉えておりません。

○城内よしひこ委員 ぜひその辺も含めて、被害者、加害者という、いじめではそういう立ち位置になるかと思いますが、そういうことのないようお願いをして終わります。

○千葉絢子委員 私から 1 点だけお伺いしたいと思います。

3 ページ、いじめ発見のきっかけについてなのですが、先ほどアンケート調査など学校の取組により発見が 4,700 件余りとお伺いいたしました。これについて、アンケート調査は保護者と子供を対象に行われるものでありまして、厳密にはこれを学校の教職員等が発見の分に入れていいのかどうか。うちも毎年複数回、子供 3 人分回答していますけれども、内容は、本人それから本人の保護者から、あとはほかの人からいじめを見聞きしたことがあるかという調査と、それについて保護者が知っていることについてという内容なので、学校の教職員以外からの情報により発見の欄の上の 4 者と重なっているのではないのか。それを学校の教職員等が発見という項目に入れていいものかどうかが引っかかった部分です。これは文部科学省でこういうまとめ方になっているからなのか、厳密には、

情報提供者ということだと教職員ではないのではないかと思いますので、この点に関していかがでしょうか。

○泉澤生徒指導課長 この調査は文部科学省の分け方で、このような区分になるものがございますけれども、ただ委員の御指摘のとおり、回答内容によって、教職員が、それをきっかけに声をかけて発見に至ったということから、教職員の発見になってくるのではないかと、文部科学省では判断していると思います。

○千葉絢子委員 子供と保護者の3者面談だったり、あとは2者面談だったりで、学期に一度ぐらいは先生にお会いする機会があるので、そういうところで情報提供とか、私も見聞きしたことをお伝えするようにしているのですけれども、当事者が声を上げていいのだと学校から積極的にお伝えしていただければと思います。引き続きいじめの加害児童、そして被害児童、双方の支援に御尽力いただければと思っております。

○斉藤信委員 最初に、いじめのことですが、いつもは県の調査結果にも記述がある重大事態の件数がないのです。全国の報告書にはきちんとありまして、全国では723件。小学校259件、中学校334件、高校124件、特別支援学校6件と、いじめ防止法に規定する重大事態の発生件数が示されている。何で先ほど説明があった県の調査結果にはないのでしょうか。示してください。

○泉澤生徒指導課長 いじめの重大事態についてでございますけれども、この児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では都道府県別の重大事態の件数は公表されていないことから、先ほどの統計法にもとづきまして配付した資料においては掲載しておりません。ただ、いじめ防止対策推進法の第30条では、いじめ重大事態が発生した場合は地方公共団体の長に報告するとなっておりますことから、令和元年度に県立学校で発生した重大事態については3件あったと報告を受けております。市町村立学校の発生件数につきましては、相談等により県教育委員会が把握することはありますけれども、基本的には本調査によって把握するもので、公表はできないと考えております。

○斉藤信委員 公表できないということを改めていただきたいのだけれども、令和2年3月6日の文部科学省の通知でどうなっているかということ、最後のところになお、本調査によらない調査等で把握した数値についてはこの限りではないとあります。いいですか、いじめ防止法にもとづく重大事態は、調査に関係なく対応しているのです。しなくてはならないのです。わかりますか。だから、法律にもとづいて対応しているのだから、今までどおり県立学校だけではなくて市町村立学校についてもきちんと県の調査で報告するのは当然のことではないですか。市町村の小学校、中学校のいじめの件数を報告しておいて、重大事態だけわかりません。そんな話はないでしょう。行政に対する信頼は、一つは透明性、もう一つは情報公開なのです。これを閉ざすような対応の仕方は、私は正しくないと思うけれども、市町村立学校の分もちゃんと示してください。

そして、県立学校の3件とはどういう案件だったのか、どういう対応をして、現状はどうなっているかも示してください。

○泉澤生徒指導課長 県立学校の3件については、いじめ対策推進法第28条の第1項重大事態の第1号に係るものが3件ですので、命、財産等に重大な被害が3件、それから第2号の長期欠席等によるものが1件で、重複しているのが1件ございますので、それで延べ、計3件でございます。

それから、市町村立学校の部分については、いじめ対策推進法で地方公共団体の長に報告するとなっておりますので、県立ではない部分については報告全てが上がってきている状況ではなく、県としては児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査で把握する状況でございますので、この場では公表できないものでございます。

○斉藤信委員 市町村立小中学校で発生したいじめはわかるけれども、最も深刻な重大事態については、県はわからないという中途半端なことなのですか。市町村で対応しているのですから把握できることなのですか。今回の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を行って初めて重大事態がわかったなんていうことではないでしょう。重大事態については市町村からきっちり報告があるでしょう。違いますか。本当はないのですか。児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査と別に、重大事態については市町村教育委員会から報告があつて当然ではないですか。

○泉澤生徒指導課長 重大事態については、複雑化した場合、市町村教育委員会から相談等を受ける場合がありますけれども、それ以外の部分について報告義務はございませんので、こちらでは把握していないのが現実です。

○斉藤信委員 あなたがそういう対応をするのだったら、いじめ対策に全くならない。命にかかわるいじめに遭って30日以上、長期不登校になった。この子供たちに対して、小学校、中学校がどう対応しているのかを把握しないで、それを解決しないで、県教育委員会の役割なんてないではないですか。最も深刻なケースに、一番重大な問題点や教訓が凝縮されているのです。市町村教育委員会は報告義務がないから報告しないのは本当ですか。本当にあなた方は把握しないのですか。私考えられないと思うけれども、本当ですか。

○泉澤生徒指導課長 対応に苦慮したもの等について報告、相談等を受けておりますけれども、それ以外の、いじめにより結果的に転校したような場合、それでもう解決となったような場合は報告がないこともございます。ですので、こちらで把握していないものでございます。

○斉藤信委員 繰り返し言いたくないけれども、例えば岩手県のいじめ防止対策委員会があるでしょう。そのときに小中学校の重大事態の案件が報告されなかったら、いじめ対策としておかしいではないですか。県教育委員会だから、県立学校だけ対象なんていう話ではないでしょう。いじめの件数だって、これだけ詳しく小中学校分は出ているのです。一番深刻な重大事態について、いじめ防止対策委員会に報告されていないのですか。

○泉澤生徒指導課長 いじめ対策防止委員会については、必要がある場合について相談し、調査していただきますので、こちらでは把握しないで進めておりますし、各市町村教育委員会が適切に指導助言を行いながら学校と連携し、解決に導いていると捉えております。

○**斉藤信委員** 県教育委員会には二つあるのです。重大事態が発生したときに恒常的に調査をする県いじめ再調査委員会と、いじめ防止対策委員会があるではないですか。県内のいじめ対策がどうなっているのか、現状がどうなっているのか、そこに報告がなかったら、ここの役割なんて全然意味がないではないですか。委員会が二つあるのです。県教育委員会が対応するのは県立高校だけなのですか。そんなことはないでしょう。岩手県の教育全体に、あなた方は責任を持っているのではないのですか。

教育長、重大事態が小中学校分はわかりませんというのはおかしいと思いませんか。二つの県いじめ対策委員会と県いじめ再調査委員会に報告されないというのは本当でしょうか。私は、こんなことは考えられない。簡単に教えてください。

○**佐藤教育長** 基本的に生徒指導課長の答弁のとおりになるわけですが、各市町村教育委員会、市町村立学校設置者でも、それぞれ重大事案等についての発表があり、その解決等も当然される場合があるわけですから、そこで完結しているものについては報告等がございません。それから、重大事案等での指導等を求められることがございます。そういった場合は、支援チームを組織しておりまして、そこから各市町村教育委員会と学校現場に入って対応しており、例えば県いじめ問題対策連絡協議会での報告等で、そういった事案等について共有する対応はあると認識しております。

○**斉藤信委員** 県教育委員会と市町村教育委員会はもっと緊密に連携して、特に重大事案は、本当に県が責任を持って、解決と教訓を全体に返していくことをしなかったらだめだと思います。重大事態はそういう規程だと思います。

それで、簡潔に教えてくださいますが、県立学校の3件は解決されたのでしょうか。解決されたとすれば、どう解決されたか示してください。

○**泉澤生徒指導課長** 3件につきましては、3件のうち2件が解決しておりますし、1件については現在県いじめ再調査委員会に対応し、調査を進めております。解決した2件につきましては、冷やかし、からかいが1件で、それからもう一つは悪口や嫌なことを言われるという内容で、それについては解消が図られております。

○**斉藤信委員** いじめの重大事態でこんなに時間をかけるつもりはなかったのだけれども、本当に透明性、情報公開、プライバシーに配慮しながら、どういう事態が起きているのかを明らかにしながら、問題を共有しながら解決に当たらなければだめです。子供たちの命と安全を守るのは、本当に、今私たちが直面している中心課題の一つです。

それで、次に不登校児童生徒の問題についてお聞きしますが、小学校 319 人、中学校 958 人、高校 515 人となっておりますけれども、その要因はどういうふうに分析されているでしょうか。

○**泉澤生徒指導課長** 不登校児童生徒の要因につきましては、先ほども申し上げたとおり、複雑に絡み合っていることが非常に多くて、特定するのは難しいのですけれども、本調査によりますと、小学校においては無気力とか不安傾向、あるいは生活の乱れ等が不登校の要因になっていることが多く、家庭との連携が重要であると捉えております。中学校にな

ってくると無気力、不安傾向とともに学業の差が出てくると捉えております。

○**斉藤信委員** 前は、たしかこの不登校の要因も資料にあったと思うのです。今回はこれがなくなったのではないのでしょうか。いじめの要因はありましたけれども、不登校の要因についても、今までは県の調査結果にあったと思うけれどもいかがですか。これは、学校側が判断した理由ですね。実際に不登校に陥った子供たちの声を聞いたものではないですね。特に中学校が深刻ですから、中学校で一番多いのが無気力、不安、学業の不振なのです。これをみんな子供の責任、親の責任としているのです。こんなことではいけないのだろうと思います。

日本財団が 2018 年 12 月にかなり膨大な実態調査を行って、不登校の子供たちからの声を聞いた。私は一昨年にこれを取り上げたのだけれどもあなた方は日本財団の調査結果を把握していますか。

○**泉澤生徒指導課長** 日本財団の調査結果については、私どもも勉強させていただいておりまして、把握しております。2018 年のときと違うような結果が出ているとある報道ではされていることも認識しております。

○**斉藤信委員** 日本財団は、学校で 6,450 人ですか、かなりの数の調査を行っているのです。中学校に行きたくない理由、身体的症状以外の要因では、授業がよくわからない、よい成績がとれない、テストを受けたくないという学習面での理由が主だった。私はここに子供たちの切実な声があると思います。授業がよくわからないで 1 日授業を受けなくてはならない。もうテストで序列化されて、よい成績をとれないことが苦痛になる、だからテストを受けたくない。これが不登校の子供たちの調査結果です。

ここに何があらわれているかという、競争と序列化が子供たちを苦しめている。実は、これが国連・子どもの権利委員会から何度も指摘されている岩手県の教育、日本の教育の根本的な問題だと私は思いますけれども、どう受けとめていますか。

○**泉澤生徒指導課長** 先ほど申し上げたように、2018 年 10 月に中学校の生徒を対象にインターネットで 6,500 人に対して行った日本財団の調査につきましては私どもも勉強させていただきました。その推計で、不登校生徒は約 10 万人いるというような結果が出ております。このことにつきましては、その年の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におきましても約 10 万人の不登校生徒がいることは確認しておりまして、この日本財団の調査と文部科学省が行っている調査について整合性があると認識しております。

それから、委員御指摘の中学校に行きたくない理由につきましては、確かにテストを受けたくないとか、授業がよくわからないという回答もございますけれども、身体症状のほうが上がっておりまして、行きたくない理由とすれば、疲れるとか、朝起きられないなどというほうが上位を占めている結果で、学校に行きたくない理由を考えているような状況でございますので、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による無気力などと合致していると捉えております。

○**斉藤信委員** 日本財団の調査では、文部科学省もそういう定義で行っている 30 日以上欠席したいわゆる不登校は当時 10 万人だったのが、今は 12 万人です。2 年間で 1 万ずつふえて 12 万人を超えてしまって、当時で 10 人に 1 人でしたから、生徒が減っていることから、この比率はもっと高くなっていると思います。もう一方で、日本財団は、学校に行っても授業に出ないとか、授業に出ても本当に心そこにあらずという、そういう隠れ不登校の子供たちの調査も行いました。それが 2 年前は 33 万人でした。不登校と合わせると 43 万人。7 人に 1 人が不登校傾向にあるという調査結果を出し、大変大きな衝撃を与えました。

それを受けて、NHK が特集番組を組みました。NHK は、中学生 1 万 8,000 人に対して調査を行いました。NHK の結果はもっと厳しくて、不登校傾向にある中学生は 23.6%、これは 74 万人に当たる。これ NHK の 1 万 8,000 人の調査です。こういう隠れ不登校も私は一昨年に指摘をしましたが、実態をどう把握していますか。

○**泉澤生徒指導課長** 毎年実施されている児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におきましては、年度内に連続または断続して 30 日以上基準で実態を把握しておりまして、いわゆる委員御指摘の隠れ不登校と言われる保健室登校とか相談室登校など、別室に登校している児童生徒については、本調査では把握しておりません。

ただ、現在文部科学省では、直接文部科学省に回答する、不登校児童生徒の実態把握等に関する調査を進めておりまして、3 月、間もなくその締切りになっているので、この調査の結果を注視したいと考えております。

○**斉藤信委員** これで最後にします。私は、日本の教育の矛盾や子供たちを苦しめている状況が、このように異常な不登校、隠れ不登校が多いというところにあられていると思います。一言で言うと、競争と序列化が子供たちを苦しめている。2019 年 3 月 5 日ですけれども、国連・子どもの権利委員会は、ストレスの多い学校環境から子供を解放するための措置を強化することという勧告をしているのです。

それで、全国学力テストを見直すべきだと思うけれども、せめて岩手県が実施している県小・中学校学習定着度状況調査について、今まで中止すべきだと繰り返し指摘してまいりました。市町村教育委員会との意見交換、調査も踏まえて今年度中に方向を出すとのことでしたが、この点についてはどのような検討状況になっていますか。

○**中川学校教育課総括課長** 委員御指摘のとおり、これまでに各市町村教育委員会と意見交換を行いまして、児童生徒一人一人のつまずきの把握や授業改善に活用していくといった県小・中学校学習定着度状況調査についての意見をいただいた一方で、採点業務や調査結果処理に係る負担が大きいとか、調査結果のフィードバックまでに時間がかかるといった課題が改めて浮き彫りになっております。こういった課題についてどのように対応するのか、現在検討中のごさいます。令和 3 年度予算とあわせまして最終的な検討調整をしておりますので、来月には方向性をお示しできるようにしたいと考えております。

○**柳村一委員長** この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小西和子委員 まず、資料の4ページ目にあります長期欠席についてから質問をいたします。

先ほど質疑が交わされた中にもありましたけれども、改めて伺います。小中学校の児童生徒の不登校人数は1,277人ですが、その理由を県教育委員会として把握しているのか伺います。

把握しているのであれば、学校や子供たちに対して、今後の具体的な対策と支援を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○泉澤生徒指導課長 本調査では、大きく三つに分類して集計を行っております。三つとは、学業不振等の学校に係る要因と、生活環境の急激な変化等による家庭に係る要因と、それから不安等の本人に係る要因の三つに区分して状況を把握しております。

不登校については先ほどお話ししたとおり、それぞれ一人一人要因や背景が多様な状況になっておりまして、ただ小中学校とも無気力とか不安傾向が最も多い傾向にあると捉えております。各県、それから各校種ごとの要因につきましては、本調査では統計法の規定により差し控えていただくことになっております。

不登校の対策と支援につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、各学校において個に応じた支援等を適切に行っていると捉えております。また、昨年度からスクールカウンセラーの連絡協議会において、スクールカウンセラーの役割や学校との連携のあり方、それから不登校の対応のあり方に対する研修も開始しております。また、来年度からは民間団体と連携して不登校生徒への支援のあり方を検討する目的で、フリースクールとの連携会議を開催する予定で準備を進めておりますので、さまざまな関係機関と連携を深めながら今後の不登校児童生徒の支援を充実させていきたいと考えております。

○小西和子委員 無気力とか不安は、大いに学業不振とかかわりがあるわけです。ですから、そのあたりはしっかりと捉えていただきたいと思います。33人がその他の理由としてありますけれども、具体的にはどのような理由なのかお伺いします。

○泉澤生徒指導課長 その他の理由についてでありますけれども、病気、経済的理由、不登校のいずれにも該当しない理由により長期欠席した児童生徒となっております。その中身については具体的に承知しておりません。

○小西和子委員 これは昨年度の、もう一年も経過している内容ですが、これからは新型コロナウイルス感染症による登校の自粛等も今年度分の調査には入ってくるのではないかと考えております。不登校の児童生徒たちが成長していきますと、次はひきこもり等につながっていくのです。非常に残念なことに、8050問題のようなこともございます。親が亡くなった後、生活できずに孤立してしまう例も全国的にはございます。

私は、ここにあらわれている30日以上の人数のことですが、先ほど城内委員からも話がありましたが、30日にしないように、学校では、ここまでならいいかなどということでいろいろな方策に取り組んでいるのは、県教育委員会も御存じだと思います。例えば他の子供たちと顔を合わせたくないから朝早く学校に来て、保健室とか自習室で1日過ごす。そして、保護者が、仕事が終わってから、また人目につかないように迎えに来るといったようなことも御存じだと思います。それから、そもそもいつ登校してくるかわからないわけです。担任に授業がない限りは、昇降口に行って待っているわけです。そういうことも日常茶飯事です。私もこれは知らなかったのですけれども、担任とハイタッチをして、いろいろ話をして帰るだけといった方法、そんなこともあるわけです。

私が現職のときは、幸いなことにそういう子供とは一緒にならなかったのですけれども、必ず登校してこない子供のところには電話をすとか、家庭訪問をすとかはずっと行われてきたことなのです。それでも、なかなか不登校の人数が減らない。先ほど齊藤委員からもお話がありましたけれども、やっぱりこれは競争教育とか、それから序列化とかといった日本の教育の環境に大きくかかわっていると捉えております。

では、次に行きます。いじめ発見のきっかけについてで、3ページになりますけれども、各学校におけるいじめのアンケート調査の状況は、先ほどあまりよく捉えていないような話もありましたけれども、もしわかっているならお願いします。

それから、今年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から、何か困っていることはありませんかという項目をつけ足して調査を実施した学校の状況を把握しているのであれば伺いたいと思います。このアンケートは昨年度のものですが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において、もしこういうことが行われているというのを耳にしていたらお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 いじめのアンケートのことにつきまして、先ほど申し上げましたけれども、ほぼ全ての学校で実施している状況でございます。小学校の場合は、年に2回から3回が一番多いような状況であると捉えておりますし、中学校においては年に2回から3回という学校と、年4回以上実施している学校もあると捉えております。調査方法につきましては、それぞれ記名とか無記名とか、その状況に応じて各学校が決めていると把握しております。

あと、新型コロナウイルス感染症に関する質問を行っているのかどうかでございますけれども、アンケート項目、アンケート調査の質問等につきましては各学校が児童生徒の状況に応じて工夫して設定しておりますので、各学校においてはこれまでもいじめに限定せず、学校生活のことなど自由に記述できる項目を設けて実施していると承知しております。

○小西和子委員 アンケートは、子供を対象に大体の学校で行われておまして、私が勤務した学校では毎月行っておりました。学校によって違うと思うのですけれども、まず3回以上は行っているのではないかと考えております。

このようなことがあったので、報告しておきたいと思います。県央部のある学校では、ふだん行っているいじめアンケート調査に、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の状況から何か困っていることはありませんかという項目をつけ足して調査を実施したところ、親からの暴力と記入した子供がいました。家庭内暴力を訴えたために、丁寧な子供への聞き取りや保護者対応、関係機関との連携を学校が全て行い、学校においては工夫を凝らして子供の状況を把握しようと努めました。これは、たまたま私が耳にしたことで、県内にたくさん事例があると思います。コロナ禍で児童虐待がふえたこと等も聞いておりますので、ぜひこういう調査を県でも行ってほしいと思います。

次、学校現場において、一人一人の児童生徒や保護者に対して教職員が向き合う時間が十分であると県教育委員会は捉えているのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 学校におきまして教職員が児童生徒と向き合う時間確保についてでありますけれども、学校現場におきましては、日ごろから授業や特別活動において一人一人の児童生徒の発達段階や個性に応じて丁寧に向き合っていると捉えております。その中で悩みを抱える児童生徒や、または保護者から相談があった場合は、相談者に寄り添い、真摯に傾聴し、解決に向けて取り組んでいると把握しています。児童生徒から相談がない場合でも、日常生活の中で声をかけたり、定期的に面談を行うなどして信頼関係の構築に努めていると思っております。

学校の課題は、社会の変化とともに多様化、複雑化しており、チーム学校のもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を持った職員と連携を図りながら教職員一人一人が児童生徒と向き合うよう、時間を確保できるように努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 時間は十分でないというのが現場の声です。とっても大変です。先ほど話をした不登校の生徒への対応にしても、1クラスに何人もいるわけです。ぜひ学校に行って、実態を把握していただきたいと思います。

次に行きます。今年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から、教育相談の申し込みが増加している実態があるのですが、県教育委員会は把握しているのでしょうか。

○泉澤生徒指導課長 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による相談の実態につきましては、私どもも注視しておりますけれども、現在、ふれあい電話とか、ふれあいメール、24時間子供SOSダイヤル等の窓口におきましては、児童生徒及び保護者、教職員からの新型コロナウイルス感染症にかかわる相談がふえている状況に至っておりません。各学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが対応した教育相談におきましても、新型コロナウイルス感染症に係る相談は、特段ふえている実態はないと認識しております。ただ、今後感染が拡大していく中で、それを起因とする相談の増加に対応できるよう、引き続き教育相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 別段ふえていないとお答えになりましたけれども、まずこの調査からも明らかのように、アンケート調査など学校の取組による発見が最も多いと、ここには回答

されております。学校現場において一人一人の児童生徒や保護者に対して向き合う時間ももっと欲しいのです。そうでなければ、学校としての役割は果たせないのです。特に今年度は、授業参観やPTA活動が自粛や中止になりました。保護者、地域とのかかわりが持たなくなってきております。学期末の2者面談等で教育相談の申し込みが増加していると現場からの報告があるのです。これは、保護者からの申し込みでございます。学校の果たす役割があまりにも膨大になってきております。いじめの認知件数は8,004件と、ここ5年間で最多であります。丁寧に子供たちの状況をちゃんと見て、それを受けとめているからだと思っております。

それから、きょう渡された資料の5ページ、6ページは、私ども文教委員には初めて示していただいたものと思います。その6ページ目に、今後より多く学校に取り組んでもらいたい内容がありまして、先ほど読んでみたのですけれども、学校で一生懸命やることが文章化されたものだと捉えております。加害者の児童生徒はさまざまな生育歴を持っていたり、家庭のさまざまな問題を背負って学校に来ている子供たちと捉えております。ですから、加害児童生徒に対する対応はしっかりと受けとめなければならないと思っております。警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることとあるのですけれども、これは何かそのような事例が近年あったのかどうか。この資料をきょう見たので、通告していないのですけれども、このあたりをお聞きしたいと思います。

○**泉澤生徒指導課長** 先ほど申し上げたように、7月末の段階での調査でありまして、2学期のところで集計を出したものですから、昨年末の結果を学校に説明、通知したところでございます。そこにつきましては、ほかの学校で参考になるような取り組みで、あくまでも例として挙げたものでございまして、いわゆる問題行動等調査におきましては暴力行為とかも含まれておりますので、例示として警察とか関係機関等との連携について示しております。

○**小西和子委員** では、最後ですけれども、学校の果たす役割があまりにも膨大になってきております。子供たちや、ひいては保護者一人一人の命と安心、安全のために、大胆な学校の業務削減を県教育委員会からも早急に提案すべきと考えますが、いかがでしょうか。教育長にお聞きしたいのですが、よろしいですか。

○**佐藤教育長** いじめ等、今回の調査は統計でかなりの数に上っているわけですが、これらは児童生徒一人一人の事案の積み上げ等が重なったの件数になっているわけです。それぞれの事案については学校現場で、児童生徒に教職員が、実際に対応しているわけです。先ほど委員からお話があったように、児童生徒一人一人に向き合ってこそ、こういった数字も上がってきているわけですが、実際の個々の事案等についてはしっかり対応していかなければならない。その対応ができる体制をつくっていかなければならないことから、委員御指摘の業務削減についても、今のコロナ禍の中、学校現場で大変苦労しながら対応していただいております。

今回のコロナ禍の中で業務の見直しを実際に行ってみて、支障がないようなものの中に

はあったと思います。そういったことは感染の終息となった際にもとに戻すことなく、教職員の働き方改革プランの見直し作業も進めていきます。御指摘の視点も踏まえながら、新しい取り組みについてもしっかり対応していきたいと考えております。

○小西和子委員 今年度行ったさまざまな削減については、ぜひ次年度も実施をしていただきたい。先ほども斉藤委員から話がありましたように、競争と序列によって子供たちがどんどん自分自身の価値をおとしめているような状況があることをもう一度酌み取っていただきたい。したがって、県小・中学校学習定着度状況調査については、前からお話をしているように、やるべきではないと思います。子供たちのことを考えて、学校のことを考えて、保護者のことを考えて、このことを要望いたします。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって教育委員会からの報告を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。